

旅行会社の皆様へ

冬期間の旅行商品には、

最大110万円助成します！！

令和4年度「大館能代空港旅行商品造成支援事業 概要」

大館能代空港利用促進協議会

北東北のほぼ中央に位置する空の玄関口である「大館能代空港」を利用する旅行商品の造成費等に対して助成いたします。

助成事業の概要は次のとおりですので、積極にご活用くださるよう、ご案内いたします。

旅行商品のうち、旅行催行開始日において、催行される行程（出発地及び乗継地を含む。）に新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域（当該対象区域になることが明白な場合を含む。）を含むものについては、催行された場合でも本助成の対象外となります。（承認後に、催行される行程が当該対象区域を含むこととなり、催行を取り止めた場合には、第5条に規定する基本額（5万円）を助成します。）

事業の概要

大館能代空港の利用促進を図るため、同空港を活用する旅行商品について、催行された場合に、造成費及び貸切バス借上料等に対して、予算の範囲内で助成します。

対象事業者

次のいずれかの条件を満たす事業者であることが必要です。

- ① 国内の事業者の場合は、旅行業法第3条に定める登録を受けた旅行業を営む者であること
- ② 国外の事業者の場合は、現地関係法令等に定める登録を受けた旅行者であること

対象旅行商品

次の①から④の条件を全て満たす旅行商品を対象とします。

※催行実績がない場合には、助成対象外となります。

【助成条件】

- ① 造成時期 当該年度の4月から2月までの期間に旅行の募集、催行及び助成対象経費の支払いを完了すること
また、当該年度の3月から次年度の5月までの期間に催行を予定し、当該年度の2月までの期間に旅行の募集を開始し、かつ助成対象経費の支払いを完了すること
- ② 経路 大館能代空港の定期便（羽田線）又はチャーター便を利用すること
（片道利用でも助成対象となります）
- ③ 宿泊 秋田県内又は大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に1泊以上すること
- ④ 経費実績確認 助成対象となる造成経費の実績の確認が可能である請求書及び領収書等の写しを提出できること

手続き等

事業実施主体……大館能代空港利用促進協議会

申請……旅行催行前に、指定様式で申請してください。

実績報告……事業終了後に、募集内容、造成経費及び貸切バス借上げ内訳書（請求書や領収書の写し）、送客実績・レンタカーの貸出回数等のわかる書類（該当する場合のみ）を添付の上、実績報告書を提出してください。

実施状況報告……旅行商品の催行状況（集客状況等）についても報告していただきます。
令和4年4月1日から申請の受付を開始します。申請書及び添付資料は、秋田県観光文化スポーツ部交通政策課宛に送付してください。

助成内容及び助成額

※助成申請後、旅行が催行されなかった場合には、助成対象外となります。

令和4年 大館能代空港旅行商品造成支援事業				
宿泊		1 秋田県内又は大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に宿泊する旅行商品		
旅行形態		団体	個人（フリープラン） 乗継個人（フリープラン）	
対象商品		（春～冬商品）		
要件		①4月～翌2月の間に募集及び催行し、申請経費の支払いを完了する旅行商品 ②当該年度の3月から翌年度の5月末日までの期間に催行を予定し、当該年度の2月末日までの期間に旅行の募集を開始し、かつ助成対象経費の支払いを完了する旅行商品 大館能代空港を片道以上利用し、 秋田県内又は大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に 1泊以上宿泊すること		
申請日		旅行催行前		
対象経費		助成額		
		旅行商品内容		
★		5万円	要件を全て満たす旅行商品	
①	★ ① 催行前経費 ② 上乗せ ③ ④	5万円	往復利用又は秋田空港片道利用 又は秋田県内又は大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に2泊以上	
②		10万円	三セク鉄道の利用 （秋田内陸線、鳥海山ろく線）	
③		10万円	冬期（12月～2月）の催行	
④		10万円	大館能代空港の昼便利用（3便目）	
⑤	★ ⑤ 催行後経費 ⑥ 実績加算		送客実績に応じた販売助成	
⑥		5千円/人	1万円/人	
⑦		秋田県内の事業者 上限10万円/台 ※空港一泊泊施設間の送迎のみ ※県外事業者も対象とする （経費の1/2）	—	—
⑧		貸切バス、乗合タクシー等借上料	—	—
⑦		—	2千円/台	2千円/台
⑧		—	2千円/人	2千円/人
合計（最大）		（最大） ★+①+②+③+④+⑤+⑥ =50万円/商品 （ただし、冬期間は110万円とする）	（最大） ★+①+③+④+⑤+⑦+⑧ =50万円/商品 （ただし、冬期間は110万円とする）	（最大） ★+①+③+④+⑤+⑦+⑧ =100万円/商品 （ただし、冬期間は110万円とする）

【問い合わせ・申請先】

秋田県 観光文化スポーツ部 交通政策課 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL 018-860-1282 FAX 018-860-3879

e-mail koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp

アキタファン旅行事業者向け情報サイト

検索



秋田県内宿泊無旅行商品助成のお知らせ

大館能代空港利用促進協議会

令和4年度は、「大館能代空港」を利用し、秋田県内に宿泊しない旅行商品の造成費等に対しても助成いたします。

助成事業の概要は次のとおりですので、積極的にご活用くださるよう、ご案内いたします。

旅行商品のうち、旅行催行開始日において、催行される行程(出発地及び乗継地を含む。)に新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域(当該対象区域になることが明白な場合を含む。)を含むものについては、**本助成の対象外**となります。

● 対象事業者

旅行業法に定める登録を受けた旅行会社(現地関係法令等に定める登録を受けた事業者)

● 対象旅行商品

次の条件を全て満たす旅行商品

- ① **令和4年4月1日～5年2月末日までの期間に、旅行の募集または企画及び催行**し、助成対象となる一切の経費の支払いを完了すること。※催行しない場合は、助成対象外です。
また、当該年度の3月から次年度の5月までの期間に催行を予定し、当該年度の2月までの期間に旅行の募集を開始し、かつ助成対象経費の支払いを完了すること
- ② **往路に県外発大館能代着**の路線を利用又は**復路に大館能代発県外着**の路線を利用すること。
- ③ 令和5年2月末日までに、請求書や領収書により造成経費の実績の確認が可能であること。

● 対象経費

旅行商品造成にかかる企画費、広告宣伝費、旅費、人件費等

● 助成額

旅行商品1件につき**20万円**を上限とする。

助成内容		団体及び個人旅行等の助成額
基本額	(1)造成費 (企画費・広告宣伝費・ 旅費・人件費等)	大館能代空港を片道以上利用する旅行商品1件につき、旅行商品造成費の10/10とし、商品1件につき 5万円 を上限とする。
上乗せ額		大館能代空港利用促進協議会に参加している会員の地方自治体に所存する宿泊施設に1泊以上する場合は 5万円 を上乗せ。 次のいずれかに該当する旅行商品の場合には、 10万円 を上乗せする。 ・冬期(12～2月)旅行商品 ・ANA721便又は722便を利用

● 事業申請の手続き及び実績報告

手続き	旅行会社(事業者)	協議会事務局
① 申請	申請書の提出【様式第1号】 ※催行前	事業承認通知【様式第2号】
② 実績報告	実績報告書の提出【様式第6号】	助成額の確定通知【様式第7号】
③ 請求	請求書の提出【様式第8号】	助成金の振込

● 申請書等送付先及びお問い合わせ先

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県 観光文化スポーツ部 交通政策課
TEL 018-860-1282 FAX 018-860-3879 e-mail koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp